

台湾専利制度と日本との関係

日本台湾交流協会台北事務所¹ 經濟部主任
福村 拓

概要

特許制度は工業社会の近代化を表す一つの指標である。日本では明治18年に専売特許条例が公布され特許制度が始まった。では、台湾に専利制度²はどのように導入されたのか？

台湾にとって最初の特許制度は、日本統治時代に施行された日本の特許法であり、この点にはあまり驚きがないかもしれない。しかし、これは現在の台湾専利制度のルーツではない。

まだ台湾が日本統治時代であった1944年、中国大陸では国民政府が「専利法」を公表（公布）している。しかし公布はしたものの、戦時下の状況で直ちには施行することができず、戦後1949年1月になって施行された。ところが、その年の12月には中華民国政府は台北に遷都したため、この専利法が大陸で実効力を持った期間は僅か数ヶ月であり、その後は台湾で発展し現在の専利法に至っている。したがって、台湾専利法は「大陸生まれ台湾育ち」である。

こうした経緯や当時の指導者が何を考えて専利法を創ったのか等はあまり知られておらず解説する文献も少ない。そこで、本稿では当時の公文書等から台湾の専利制度のルーツと日台関係を探った。

1. 台湾における発明保護の歴史

(1) 日本統治時代（特許法：明治32年法）

① 日本での特許法施行（明治32年特許法）

台湾を見る前に日本で特許制度がどのように始まったかを簡単に確認する。

我が国に最初に特許制度を紹介したのは福沢諭吉だと言われている³。1871年（明治4年）には専売略規則が公布されたが、これは施行されることなく翌年には廃止された。

しかし、列強諸国への遅れに追い付くべく工業の近代化を進める中、初代特許庁長官を務めた高橋是清は、いち早く特許制度の重要性を認識し、欧米視察を行うなど制度制定に尽力した。当時、日本では不平等条約の改正が切実であり、特許制度の制定により、国内近代化と国際協調を海外に示しこれを条約改正の契機としたかったこともその背景にあると言われている⁴。そして、1885年（明治18年）4月18日、明治政府は専売特許条例を公布し、同年7月1日に施行され日本の特許制度が始まった。公布日の4月18日は現在「発明の日」として、特許庁などを中心に発明の啓発等が行われている。その後、1888年（明治21年）には、特許条例へと改正し審査主義を導入するなど制度の近代化を図った。

国際的には1883年（明治16年）、現在の知財制度の基礎条約となっている「工業所有権保護に関するパリ条約⁵」が締結されているが、当時日本

1 本稿は当協会の公式見解を示すものではなく、また政治的な立場を表すものでもない。

2 台湾には発明を保護する権利として「専利権」がある。これは、日本の特許権、実用新案権、意匠権の3つを合わせた概念。

3 西洋事情外編（1867年）に「発明ノ免許（パテント）」として紹介。

4 特許法概説（第13版）、p26（吉藤幸朔、熊谷健一補訂、2001年）

日本統治以前の清国時代には専利関連法規を有していなかったことから、この特許法明治 32 年法が台湾における最初の特許関連法規となった。

③台湾における日本法の失効

1899 年に特許法が施行されてから 1945 年に日本が敗戦し日本統治が終わるまで、約 46 年に渡り、台湾で特許法が施行された。戦後は 1945 年 10 月に国民政府が台湾を編入し、臺灣省行政長官公署を発足して統治を開始した。同年 11 月 3 日には、10 月 25 日に遡って「民国の一切の法令は、等しく台湾において通用する」と宣言している⁸。

一方で上記宣言では、移行措置として「日本統治時代の法令が三民主義や民国の法令に抵触しない場合、暫定的に有効とする」とも述べている。こうした状況で、特許法の厳密な失効時点の解釈に当たって実務上混乱があったようである。臺灣省行政長官公署が 1946 年 12 月 20 日付で発行した公報には、当時の様子を伝える通達がなされている⁹。台南に住む吳木榮氏は 1946 年 9 月 17 日に天体観測器とその使用方法に関する発明を日本統治時代の特許法の様式で出願した。一方、国民政府は発明保護に関し、「奨励工業技術暫行條例(工業技術奨励の暫定條例)」を有していた。そこで、どちらの規定に基づいて発明を保護するかが問題となったが、国民政府は、吳木榮氏の出願は「奨励工業技術暫行條例」の規定に沿っていないから審査ができないとしている。そして、各縣市には、専利に関する事項は、「奨励工業技術暫行條例」と該條例施行細則に基づいて処理することを住民に周知するよう通達している。

(2) 国民政府による専利法制定

(専利法：民国 33 年法)

①国民政府による発明表彰制度

台湾が日本統治時代のころ中国大陆においては国民党の国民政府により、専利保護に関する「奨励工藝品暫行章程(工芸品奨励暫定規則)」(1912 年(民国元年))が施行され、さらに、1932 年(民国 21 年)に「奨励工業技術暫行條例¹⁰(工業技術奨励暫定條例)」等、専利保護規定の数次の改正により、工業発明の奨励、工業技術の発展、研究意欲の促進を図っている。

なお、「専利権」の用語は、本来、特権や独占権という意味である。民国 21 年奨励工業技術暫行條例においても「中華民國において工業上の物品または方法に関する最初の発明をした場合、本條例により表彰を申請でき」(1 条)、その表彰として 10 年又は 5 年の独占権(2 条)が与えられるとされている。一方、1939 年(民国 28 年)の改正條例では、当該條例における専利権として①物品または方法の最初の発明(特許)、②物品の形状、構造または装置であって実用的な創作(実用新案)、③物品の形状、色彩またはその結合であって美感を有する創作(意匠)の 3 つの権利に対する独占権を「専利」と定義した。今日、専利法で用いられる「特許」、「実用新案」、「意匠」を意味する狭義の専利の用語がこのとき定義された。

こうした発明表彰規定を制定したものの、これらの制度は機能しなかったようである。立法院が国民政府に専利法を建言する文書(1944 年(民国 33 年)5 月 13 日、建呈議字第 3384 号)によれば、上記の章程及び條例の規定の下、許可された専利は僅か 492 件、年平均 16 件にも満たず、欧米諸国では年間数万件単位で権利化されている状況と比較して遙かに及ばないことが記されている。その理由として、奨励工業技術暫行條例の規定が暫定的なものであることや、各条項を適用する際の詳細な運用規定がないことを挙げつつ、積極的な発明推進には、諸外国にならった専利法の制定が必

8 臺灣省行政長官公署署法字第 36 號

9 臺灣省行政長官公署公報 致亥巧署工(一)字第 55424 號
<http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=E10C4498>

10 <http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=D3200091>

要であると述べられている。

②国民党政府による専利法制定

このような状況において、1940年（民国29年）11月、当時の軍事委員会委員長である蒋介石は、以下を指示した¹¹。すなわち、①早急に専利を研究する機関を設立すること、②専利法を制定するため各国の専利制度を調査すること、③調査に基づき専利法を制定することである。

これを受け、国民政府は經濟部に「工業専利辦法籌議委員會（工業専利弁法準備委員会）」を設立し、専利制度に関する研究を所管させた。同委員会は翌1941年には、各国の大使館を活用して英、米、独、チェコ、伊、日、ソ連、スイス、インド、オランダの特許法と関連法規を60件以上、英、独、仏、日の関連書籍を数十種以上収集・分析、さらに専門家会合を35回開催し10点の論点を整理した。加えて、学術団体、業界団体、政府機関から提出された165件の意見についても検討した。こうした検討を経て1942年（民国31年）8月に専利法草案を公表している。

なお、同年12月の翁文灝経済部長から蒋介石委員長に「呈報」した専利法草案起草に関する書簡¹²には、上記のように諸外国の特許制度を詳細に研究したことに加え、国情に合わせてベストミックスする検討を行った旨が記載されているが、これは現在でもよく見られるスタイルである。

1944年（民国33年）5月4日、立法院第4回第260回会議において専利法案を可決し、同年5月29日、国民政府はこれを公布した。以上は大陸に

おける出来事であり、このとき台湾は日本統治下である。

施行日については、「本法の施行日は命令をもって定める。」（第133条）とされ、公布時点で未確定となっていた。また、「専利の事項については、經濟部が専利局を設立してこれを取り扱う。」と規定され（第10条）、国民政府は専利局を設立し、審査や運用の体制を整備してから施行することを予定していた。

しかし、当時の中国大陸は戦時下の混乱にあり、人員等の調整が困難なことを理由に専利局の設立は延期となっている。一方で1946年（民国35年）10月に經濟部は専利法実施の重要性から、当時の商標局に専利に関する準備を命じた。したがって、この時点では専利局の設立と専利法の施行時期は未定である。）



立法院が国民政府に専利法を建言する文書（1944年（民国33年）5月13日、建呈議字第3384号、國史館檔案史料文物查詢系統より¹³

専利法制定の経緯を記した文書は乏しく、当文書の冒頭部分の説明は貴重。

11 1940年（民国29年）11月の機秘（甲）字第三四三四號なる文書により蒋介石から指示がなされたことが、複数の文書に言及されているが、当該文書の現物は確認できなかった。しかし、言及している文書を総合すると、おおよそ上記①～③を指示したものと考えられる。

12 經濟部部長翁文灝呈軍事委員会委員長蔣中正為呈報設立發明專研機關辦理經過暨專利法草案（1942/12/13）
<https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/544512EP4kQ96#c1x>

13 <https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/515268J4WPwaO#65J>



専利法の公布文書（1944年（民国33年）5月29日、國史館檔案史料文物查詢系統より¹⁴）

② 蒋介石と科学技術

専利制度の確立や専利法の制定は、蒋介石軍事委員会委員長の主導で進められた。戦時下において欧米列強との科学技術力の格差を憂慮し、これらの国の制度を吸収して制度構築に努めたことが、例えば上述の建呈議字第3384号等、当時の資料に多く残されている。

また、知財関連の弁法等の成立など、制度構築の実務では、実業家であり国民政府で工商部長や財政部長として蒋介石を支えた孔祥熙の尽力があったと考えられる¹⁵。孔祥熙は日本人実業家の中根齋との交流の中で知的財産の重要性を感じていたとされる¹⁶。中根齋は明治末期に中国に渡った実業家であり、また、満州で商標法の制定に携わった人物とのことであるが詳細は明らかでない¹⁷。1927年には、中根齋から孔祥熙に対し、西洋社会では商標、専利といった産業財産権が非常

に重視され、これを中国でも導入すべきである旨を進言したと手紙に記されているとのことである¹⁸。

蒋介石が科学技術に対しどのような考えを持っていたか示す発言をいくつか紹介する。

・「こんにちの時代は、まさに科学競争の時代である。われわれはわが国固有の学術を研究し、ますますこれを光輝あるものとして、文化の遺産を継承すべきであることはいくまでもないが、同時に進んで現代科学の新知識を追求し、創造発明に成果をあげて、建国の要求に応えなければならない。」（青年救国団成立六周年訓示¹⁹）

・「中華民族の聰明才知は、決して他の民族に劣らない。われわれの科学教育を理想的に育成啓発する限り、科学の発達した国家とも、肩を並べて前進することができ、他日これを追い抜くことも不可能ではない。」（全国大・中・小学校古参優良教授に対する挨拶²⁰）

（3）台湾における専利法（民国33年法）の施行

① 専利法とともに遷台

さて、上述のとおり1944年（民国33年）5月29日、大陸の国民政府が公布した専利法であるが、終戦後、1947年（民国36年）10月14日の国民政府令により、その施行日を1949年1月1日とすることを定め、併せて奨励工業技術暫行條例を廃止することを発令した。

専利局は依然設立されていない中、1949年1月1日に国民政府は専利法を予定どおり施行した。しかし、その発令の直後の同年12月、中華民国政府は中国共産党との内戦から逃れ台北へ遷都した。したがって、この専利法が大陸において有効

14 <https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/548154TOn0d=#c5J>

15 行政院院長蔣中正呈國民政府為獎勵工業技術暫行條例由部令公布特許法緩訂請鑒核備案
<https://ahonline.drnh.gov.tw/index.php?act=Display/image/554467yp16=vE#7au>

16 檔案中的孔祥熙：以胡佛檔案館的新近公開資料為例（國史館館訊05期）（林美莉，2010年12月1日）

17 <http://shinmatsu.main.jp/k6703.html>

18 檔案中的孔祥熙：以胡佛檔案館的新近公開資料為例（國史館館訊05期）（林美莉，2010年12月1日）

19 蒋介石名言集（二）p229（昭和49年2月15日、ケイザイ春秋社）

20 蒋介石名言集（一）p218（昭和48年3月20日、ケイザイ春秋社）

だったのは、1949年1月1日の施行から同年の遷台までの数ヶ月であり、遷台以降、台湾のみで効力を有した。



専利法の施行日と獎勵工業技術暫行條例廢止を伝える公報。(國民政府公報第 2953 号、1947 年 (民国 36 年) 10 月 14 日、國家圖書館 政府公報資訊網²¹より)

② 専利法の所管官庁

1949 年 (民国 38 年) 1 月 17 日に工商部中央標準局組織條例が公布されたが、その所管業務に専利の事項は含まれていない。ただし実務上は 1950 年 (民国 39 年) 4 月に、専利業務について、専利局が設立されるまで中央標準局が兼任で所管することとされた²²。当時、台北には中央標準局が入居するのに適当な場所がなく、台南市に設けられたとのことであり、当地は現在、標準檢驗局台南分局となっている。そして同年 9 月には最初の専利権が付与されている (第一号専利については後述)。

専利業務が經濟部中央標準局組織條例に規定されるのは、1979 年 (民国 68 年) 8 月 6 日に公布された改正條例からである。

さらに 1999 年 1 月 26 日には經濟部智慧財產局を設立し、専利法、商標法に加え、著作権法、半導体回路配置、營業秘密に関する業務を所管させ

	日本	台湾	中国大陸
1885年	専売特許条例		
1888年	特許条例		
1895年	台湾総督府設置	日本統治時代	
1899年	特許法 (明治32年法)		
1909年	特許法 (明治42年法)		
1912年			獎勵工藝品暫行章程
1921年	特許法 (大正10年法)		獎勵工業技術暫行條例
1932年			専利法公布 (5月)
1944年			
1945年	終戦	国民政府による統治	
1949年		専利法施行 (1月)	中華人民共和国設立 (10月)
		中華民國政府台北遷都 (12月)	
1959年	特許法 (昭和34年法)		

台湾における専利制度の変遷と、日本及び中国との関係

21 <http://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=D4700431>

22 經濟部 (三九) 工字第 1675 號訓令、行政院 (三九) 經字第 1396 號指令



台南市（成功路一巷一號（現富北街9號、現標準檢驗局台南分局の場所）に設けられた中央標準局（写真：經濟部標準檢驗局 HP から引用²³）。日本式建築物であることが分かる。

るとともに、中央標準局が有した標準、度量衡に関する業務は經濟部標準檢驗局に移管した。なお、昨年、智慧財産局は設立 20 周年を迎えている。

③ 専利法による専利 1 号

専利法に基づいて最初に登録された発明は、1950 年（民国 39 年）2 月 27 日に臺灣糖業公司により出願された「硬蔗板之製造方法」である²⁴。サトウキビを製糖したときの残渣から、天井材や隔壁材を形成する方法であり、所定の圧力の下で加熱することで外観がきれいで堅牢な板が形成できるといものである。当時の台湾で製糖業が一大産業であったことが専利からもうかがえる。

2. 大正 10 年特許法と民国 33 年 専利法

では、専利法（民国 33 年法）の中身はどのよう



智慧財産局が公開した専利第 1 号の包装袋資料（中国時報サイトから引用²⁵、2019 年 4 月 26 日）

なものだったのか。日本統治時代末期の特許法（大正 10 年法）と専利法（民国 33 年法）を主要な項目について比較した。発明を認める判断基準や実務上の運用では多くの相違があったかもしれない。しかし、以下のように法律的な理念では、両者は多くの共通点を有しているとともに、当時の専利法は諸外国法と比しても先進的な制度を規定していたと考えられる。

23 <https://asmi.nstm.gov.tw/tour/Details.aspx?Parser=99,5,19,,,106,10,,1>

24 <https://gpssl.tipo.gov.tw/gpsskmc/gpssbkm?.bf390B0000020110000000000100000001000000^0200000410000004C404892>

25 <https://www.chinatimes.com/realtimenews/20190426003653-260410?chdtv>

	特許法（大正 10 年）	専利法（民国 33 年）	備考
対象	新規ナル工業的発明（1 条）	工業的価値を有する新しい発明（1 条）	
先願主義と先発明主義	先願主義 「同一発明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス（以下略。）」（8 条）	先願主義 「二人以上が同一の発明をしそれぞれ出願した場合、最先の出願人だけに専利を付与しなければならない。」（15 条）	日本は、明治 32 年特許法で先発明主義を採用していたが、大正 10 年改正法から現在の先願主義に移行。
存続期間	出願公告の日から 15 年（43 条）	専利権の期間は出願日から 15 年（6 条）	起算日が異なる。 なお現在は、日台ともに、出願日から 20 年。
審査主義	審査主義 「特許ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム」（70 条）	審査主義 「専利局局長は、専利出願を審査する審査委員を指定するものとする。」（27 条）	審査主義に対して無審査主義がある。紛争が生じたときは裁判所で審理する主義であり、フランスは長らく無審査主義を採用した。
新規性等	国内における新規性、進歩性 「本法ニ於テ発明ノ新規ト称スルハ発明カ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトナキヲ謂フ 一 特許出願前帝国内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ 二 特許出願前帝国内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ実施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ」（4 条）	新規性と実用性 「本法で言う新たな発明とは次のいずれにも該当しないものをいう 1. 出願前に刊行物に記載されたもの、または、国内で公開され他人が使用可能なもの 2. 先に登録査定されたものと同じ発明 3. 外国政府に出願後 1 年以上経過したもの（以下略）」（2 条） 「本法でいう工業的価値とは次のいずれにも該当しないものをいう 1. 実用性がない場合 2. 工業的実施に達していない場合」（3 条）	民国 33 年法では、「出願前に刊行物に記載されたもの、または、国内で公開され他人が使用可能なもの」と規定され、刊行物については世界公知に読める。
ダブルパテント	ダブルパテントの禁止 同日出願は協議 「同一発明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス」（8 条）	ダブルパテントの禁止 同日出願は協議（15 条）	
特許としないもの	特許しない発明 1. 飲食物又は嗜好品 2. 医薬又はその調合法 3. 化学方法により製造すべき物質 4. 秩序もしくは風俗をみだり又は衛生を害する虞あるもの（3 条）	次の物品には専利を付与しない。 1. 化学品 2. 飲食物及び嗜好品 3. 医薬品又はその調合法 4. 発明の使用が法律に違反する場合 5. 公共の秩序、善良な風俗、あるいは衛生を妨害する場合（4 条）	化学物質等は、技術水準が低い状況で対象とし外国企業に独占されてしまうことを懸念して特許の対象外としていた。日本では、大正 10 年法で採用され、昭和 50 年法（1975 年）まで存置された。また、台湾では民国 75 年施行法（1986 年）において、化学品に特許が開放された。

特許権の効力	物の発明では、その製作、使用、販売、拡布する権利、方法の発明では、その方法で製作した物を使用、販売、拡布する権利を専有できる (35条1項)	「専利権者はその発明を専有、製造、販売又は使用する権利を有し、例えば発明が方法である場合、その方法で直接製成される物を含む。」(42条)	
外国人の権利能力	外国人に権利能力を認める 「外国人ニシテ帝国内ニ住所ヲモ営業所ヲモ有セサルモノハ条約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許権又ハ特許ニ関スル権利ヲ享有スルコトヲ得ス」(32条)	互惠の原則 「専利相互保護条約による外国人は、中華民国で専利出願する場合、本法にしたがってこれを行うこと。」(14条)	

3. 専利法の発展

以上のように、台湾の専利法は日本統治時代の特許法を引き継いだものではなく、大陸において国民政府が諸外国の制度を研究して制定したものであり、日本統治や日本法の影響を直接受けたものではない。

その後、専利法は台湾において、台湾産業の実態を踏まえて数次の改正を行い発展してきた。特に、1994年改正においては、WTO加盟のため、全133条のうち77条を改正、26条を新設、10条を削除する大規模な専利法改正を行い、国際的な知財制度との調和を図った。また、出願件数で見ると、制度開始時(1950年)は39件だったものが、2019年には74,652件となっており、台湾の産業の成長とともにこの70年で制度自身も普及し成長した。

加えて日台間は長年、知財分野で多くの情報交換や検討を重ねている。その結果、現在、日台の制度上の基本的な概念はよく調和し、双方のユーザーが大きな違和感なく、互いに相手側の制度を利用しやすい環境となっている。このような知財

制度の調和や双方の制度への理解の深化は、戦後の日台間の協力・交流の成果の1つだと言える。

1995年11月に開催された「百年の商標法変遷、百年の専利制度の回顧共同討論会」²⁶において、王泰升・台湾大学教授は「台湾の人々が日本統治時代に既に商標や専利を経験したことが1945年以来中華民国の法律が台湾で順調に施行できたことに関係しているのではないか。」旨、述べられている。現在私たちが利用する日台の知財制度には、こうした歴史的背景を基礎に戦後積み重ねてきた協力関係が息づいているのである。

主な参考文献

- 百年來専利制度之回顧 (林晉章、臺灣法制一百年論文集 p254-292、1996年)
- 工業所有権制度百年史 (上巻) (特許庁、1984年)
- 工業所有権制度百年史 (下巻) (特許庁、1985年)
- 中央標準局五十年の回顧與貢獻 (經濟部中央標準局、1999年)
- 2019台湾の経済 Data Book (日本台湾交流協会、2019年)
- 我國専利制度之研究 (第5版) (陳文吟、2010年)
- 台湾法における日本的要素 (王泰升、2014年)
- 高橋是清自伝 (上巻)
- 日本法制史 (牧英正、1993年)

26 百年來専利制度之回顧 (林晉章、臺灣法制一百年論文集 p293、1996年)